

えひめ版政策エコシステム構築支援業務委託企画提案募集実施要領

この要領は、えひめ版政策エコシステム構築支援業務に係る企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を全て了知の上、企画提案書を提出するものとする。

1 趣旨

変動する経済情勢や社会環境、多様な県民ニーズ等に対して、現場起点で実効性のある政策をスピード感をもって立案・推進していくためには、従来のように企画立案から実践までを全て県主導で行うのではなく、民間事業者を含めたオール愛媛の体制で政策形成から実践まで関与することができる新たな官民協働の仕組みとして、企画段階から多様な主体が連携して政策を共に創り上げる「政策エコシステム」の構築を目指している。

この「えひめ版政策エコシステム」は、二層設計のプラットフォームで構成するものとし、一層目は開放性（多様性・協調性等）を確保して、多様な主体の参画と自由なアイデアのもと議論を深める場と位置付ける。また、具体的な政策やビジネス、地域活動等につながりそうなアイデアについては二層目に移行し、凝集性（機密性・非公開性等）を確保しながら、具体の企画・立案・実行につなげることを目指す。

なお、当面、「インバウンドの経済効果の最大化を目指した食・観光と農林漁業」をテーマに掲げ、本県の優位性を発揮しやすく、県民の所得向上につながる県内循環のスキームの創発を目指すこととする。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案募集（公募型プロポーザル方式）により受託事業者を選定し、業務を委託する。なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度等を総合的に判断する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

えひめ版政策エコシステム構築支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限金額

17,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部局及び提出先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 総合政策課 政策企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2233

FAX 番号：089-921-2002

E-mail : sougouseisak@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者又は法人格を有している者の複数の連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの愛媛県の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。又は、5（1）の参加申込書の提出期限（令和7年4月15日（火）17時15分）までに、登録が予定されていること。
- (3) 企画提案書の提出時において、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て、及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (8) コンソーシアムで応募する場合にあっては、代表者及び構成員は上記（1）～（7）に定める全ての要件を満たしていること。また、次のアからウまでの要件を全て満たしていること。
 - ア コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - イ 参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。
 - ウ 他の単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ、えひめ版政策エコシステム構築支援業務委託企画提案募集参加申込書（様式1）、誓約書（様式4）を提出すること。

※共同事業体にあつては、様式1-1、様式4-1、4-2を添付すること。

なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出期限

令和7年4月15日（火）17時15分（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出

（送付後、担当窓口（総合政策課089-912-2233）に受信確認の電話を必ず行うこと。）

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、えひめ版政策エコシステム構築支援業務委託企画提案募集参加辞退届（様式3）を提出すること。

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）の提出期限までに、えひめ版政策エコシステム構築支援業務委託企画提案募集質問書（様式2）を提出すること。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。回答は、質問者に対し行うとともに、愛媛県ホームページにも掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア えひめ版政策エコシステム構築支援業務企画提案書の提出書（様式5）	1部
イ 見積書（様式6）	1部
ウ 企画提案書（様式指定なし）	6部
エ 法人・団体の概要書（様式7）	1部

(2) 企画提案書等の作成方法

ア 記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成すること。

イ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量などの内訳を詳細に記載の上、提案に必要な一切の経費を含めること。

ウ 企画提案書の構成は自由であるが、本要領「7 委託先の選定」を参照し、具体的な提案内容を記載するとともに、事業の実施体制（責任者・スタッフの氏名、役職、本事業における役割）及びスケジュール（各業務実施に向けた大まかなスケジュール）を記載すること。

(3) 提出期限及び提出先

令和7年4月22日（火）17時15分（必着）

(4) 提出方法

持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送（書留）により、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指

示する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案を提出することはできない。

エ 法人・団体の概要書（様式7）の提出の際は、法人・団体の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

7 委託先の選定

(1) 選定方法等

委託候補者選定のため、えひめ版政策エコシステム構築支援業務委託事業審査会を設置し、提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーション（オンライン）により審査・評価を行った後、最も優れた提案内容を行った1者を最優秀提案者として選定する。

なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、各審査員の評価点が審査基準に定める各審査項目ごとに6割以上であることを要する。

おって、上記を満たさない場合は、再度公募する。

(2) 審査日時

令和7年4月下旬実施予定（実施日は、4月上旬に愛媛県ホームページに掲載予定）

(3) 審査方法等

ア プレゼンテーションでの配分時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。

イ プレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、愛媛県が提案者を招待する形で実施する。提案者は事前に「Zoom」を利用できるよう必要な準備を行うこと。

ウ プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の統括責任者が行うこと。

エ 提出書類及びプレゼンテーションの内容は、非公開とする。

オ 当日のプレゼンテーションの発表時間等の詳細は、別途通知する。

(4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 2（4）の委託料上限金額を超える見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

8 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、審査内容（順位や採点結果等）については公表しない。また、審査結果についての異議申立ても認めない。

9 契約方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案の内容をもって直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と当該最優秀提案者の双方が合意に至った場合に、契約を締結する。その際、協議等の結果に

基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものであるため、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加し、又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (5) 契約は、書面を作成して行う方式のほか、えひめ電子契約システムを活用した方式（以下「電子契約」という。）が可能である。落札した場合に電子契約を希望する場合は、6（3）の企画提案書の提出期限（令和7年4月22日（火）17時15分）までに、電子メール（sougouseisak@pref. ehime. lg. jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式8）を提出すること。
- (6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、契約は確定しないものとする。

10 その他

- (1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。